

第 10 回合併協議会が開催されました。

8月2日、第10回協議会が開催され、前回の協議会で提案された事務事業のすり合わせ調整案「協議会で協議し、承認を受けるもの20項目」「協議会に報告し、承認を受けるもの3項目」合計23項目が協議、承認されました。

今回、承認されました「協議会での協議し、承認を受けるもの20項目」につきまして、その内容を要約してお知らせします。

* 詳細につきましては、合併協議会事務局で閲覧できます。

総務関係

1	町名・字名の取扱い	佐久市と臼田町にて同一の字名が存在し、地番も重複しています。 町・字の区域は、合併時、現行どおりとします。 町・字の名称は、その地域の文化や歴史的背景を考慮するなかで、原則として、現行の町・字の名称を基本に調整するものとし、変更については住民生活への影響を考慮し、必要最小限とします。 ○浅科村において、八幡区長から「八幡区地番整備実施申請願い」が提出され、議会において採択されています。合併後、新市において実施に向けて検討します。
2	市町村章	4市町村とも制定されています。引き続き検討を行い、新市において制定します。 なお、新市章の制作にかかる経費・時間等を考慮しながら検討し、制定します。
3	市町村シンボル (花・木・魚)	4市町村のシンボルに違いがあります。 引き続き検討を行い、新市において制定します。公募または制定委員会等により検討し、制定します。
4	市町村歌	佐久市が制定しています。引き続き検討を行い、新市において制定します。 新市歌の制作にかかる経費・時間等を考慮しながら、現在の市歌も含め検討し、制定します。 (佐久市歌の歌詞は新市として内容に問題はない。) 町村の愛唱歌は、地域の歌として存続します。
5	非常勤特別職報酬(選挙事務)	4市町村の報酬額に違いがあります。 合併時、新市において報酬額を国の執行経費に準じて統一します。
6	非常勤特別職報酬 (各種審議会委員等)	4市町村の報酬額に違いがあります。 合併時、月額6,500円を基本(半日の場合は、3,250円)とします。 なお、合併後、特別職報酬等審議会の協議に準じ、見直しを行います。
7	消防団員報酬	職名及び報酬に違いがあります。合併時、職名及び報酬額を統一します。 なお、合併後、特別職報酬等審議会の協議に準じ、見直しを行います。 職名の7区分は、消防組織法及び消防基金の階級に基づきます。 ○職名及び報酬額(月額) 団長 195,000円 副団長 130,500円 分団長 92,400円 副分団長 56,000円 部長 44,300円 班長 26,600円 団員 17,900円

民生関係

8	福祉医療費給付金	4市町村とも実施していますが、対象者に違いがあります。 合併時、県補助要綱に基づく対象者と、新市の単独事業として精神保健福祉手帳1級・2級所持者の入院についても対象者として実施します。なお、単独事業該当者は、市町村民税非課税世帯者となります。
9	福祉医療費給付金資金貸付事業	佐久市・浅科村・望月町が実施しています。合併時、福祉医療費給付金資金貸付事業を実施します。 【貸付対象者】新市が実施する福祉医療費給付金の支給対象者で、世帯及び生計を一にする者のいずれにも当該年度分の市町村民税が課せられていない者 【貸与対象医療費】福祉医療費給付額の額 【貸与利率】無利率

保健福祉関係

10	重度心身障害者家庭介護者慰労金支給事業	重度心身障害者家庭介護者慰労金支給は、浅科村・望月町が実施しています。 歳末見舞金支給は、臼田町が単独で実施しています。 新市においては、障害のある方が生きいきと生活できる社会の構築により、自立と社会参加を促進し、在宅障害者の生活を地域で支えることにより介護者の介護を軽減するための施策を新たな視点から実施します。 合併時若しくは新市において、下記に記載した事業等を主なものとして、支援費制度の充実と併せて各種施策を実施するため、合併時、廃止します。 社会適応訓練や創作的活動・文化的活動等サービスと給食サービスを一体として提供し、自立や生きがいを高めるための障害者固有のサービスとしての障害者用デイサービスについて、事業を推進する。施設入所に頼らず、地域の中で自立した生活を地域で支えるため、合併時若しくは合併後早急に心身障害者生活寮等を最低限1ヶ所整備し、その後必要に応じ、新市において順次整備を行う。 障害者の社会参加や生きがいづくりのため、合併後、重度障害者の利用可能な共同作業センターについて整備を進める。 合併後に、在宅障害者(児)家庭介護者ふれあい相談事業を実施し、介護者のリフレッシュと孤独感の解消等により在宅介護を支援する。 社会参加をするため、また居宅外でのサービス利用を促進するための手段として、合併時に障害者移送サービスを実施する。 医療的理由により通所が困難な者について、共同作業所等通所施設への通所を可能とし、社会参加を促すとともに、付添い介護や家庭介護の負担軽減が必要となっている。そのため、訪問看護ステーションから医療的ケアを必要とする障害者(児)のいる通所施設へ看護師を派遣し、その施設において訪問看護サービスを提供する障害者(児)施設訪問看護サービスを合併時実施する。
11	歳末見舞金支給事業	